

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	身体障害者手帳の交付に関する事務 重点項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県知事

## 公表日

令和7年3月17日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所







<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
身体障害者手帳交付システムデータベースファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>番号法別表 第20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条</p> <p>番号法第9条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第3条第3項</p> <p>条例第3条第2項、別表第二 第9の項、第10の項、第12の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第20条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第21条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第23条第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第14の項、第18の項、第20の項、第25の項、第37の項、第42の項、第48の項、第49の項、第53の項、第75の項、第76の項、第77の項、第80の項、第81の項、第91の項、第92の項、第108の項、第113の項、第124の項、第125の項、第141の項、第144の項、第155の項、第161の項、第163の項、第16条第1号ハ、第2号ハ、第4号ハ、第20条第1号ハ、第22条第1号二、第2号二、第4号二、第6号二、第8号二、第27条第2号、第39条第1号イ、第2号イ、第44条第1号ヘ、第4号、第5号、第6号、第50条第4号ロ、第13号、第14号、第51条第2号ロ、第7号ロ、第8号、第15号、第55条第1号ロ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第77条第1号ロ、第2号イ、第78条第1号ロ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第79条第2号、第82条第1号ロ、第2号、第3号ロ、第83条第1号ロ、第2号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号イ、第93条第1号ハ、第3号ハ、第94条第1号ロ、第110条第2号イ、第3号イ、第4号イ、第115条第1号ロ、第2号ロ、第126条第1号ロ、第2号、第127条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第143条第1号ロ、第2号ロ、第4号イ、第146条第1号ロ、第2号ロ、第5号イ、第6号イ、第11号イ、第157条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号イ、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第163条第1号ヘ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第165条第1号ロ、第2号</p> <p>番号法第19条第9号</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福岡県障がい者更生相談所
②所属長の役職名	福岡県障がい者更生相談所長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	身体障害者手帳に係る申請者 身体障害者手帳の対象となる15歳未満の児童
その必要性	他機関からの情報照会に対し、個人を特定するにあたり個人番号を利用するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別番号:対象者を正確に特定するために保有する。 障害者福祉関係情報:身体障害者手帳に関する事務を行うために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	福岡県障がい者更生相談所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
③使用目的 ※	身体障害者手帳の交付、再交付、氏名・居住地の変更、返還に関する情報を管理し、他機関からの照会に対し、身体障害者手帳に関する情報を正確に提供するため。	
④使用の主体	使用部署	福岡県障がい者更生相談所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	住所、氏名のほか、個人番号が記載された身体障害者手帳交付申請書、変更届、返還届けを受け取り、身体障害者手帳システムに登録することにより、交付・再交付・居住地変更・返還等に関する事務に使用する。 1 新規交付申請・再交付申請に関する事務 ・申請書を受理し、身体障害者手帳の交付の可否を決定し、身体障害者手帳を交付または却下決定通知書を送付する。 2 氏名、居住地変更に関する事務 ・届出書を受理し、システムへ入力する。 3 返還に関する事務 ・対象者が死亡・非該当となった場合、届出及び手帳を受理し、システムに入力し、返還された手帳は廃棄する。	
	情報の突合	-
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	身体障害者手帳交付システム運用保守業務委託	
①委託内容	身体障害者手帳交付システムに関する運用保守業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社佐賀電算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 25 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 14 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第14の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第16条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第18の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第20条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
提供先3	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第20の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>提供先4</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって第27条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>提供先5</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第37の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。	
<b>提供先7</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。	
<b>提供先8</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第49の項	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第51条で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。	

<b>提供先9</b>	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>提供先10</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第75の項
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先11</b>	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第76の項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者

⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>提供先12</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第77の項
②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって第79条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>提供先13</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第80の項
②提供先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第82条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>提供先14</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第81の項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報





⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>提供先20</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>移転先1</b>	福祉労働部障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第18の項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第20条で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	福祉労働部こども福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第20の項
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳の交付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者

⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先3</b>	福祉労働部保護・援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先4</b>	総務部税務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第49の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第51条で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先5</b>	建築都市部県営住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53の項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって同条で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先6</b>	福祉労働部こども未来課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第81の項	
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先7</b>	福祉労働部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第91の項	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先8</b>	福祉労働部障がい福祉課	

①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第92の項	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先9</b>	福祉労働部保護・援護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第125の項	
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先10</b>	精神保健福祉センター	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第144の項	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの	
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙

⑦時期・頻度	随時
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先11</b>	福祉労働部保護・援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第161の項
②移転先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先12</b>	福祉労働部保護・援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第2項、条例別表第二の9の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先13</b>	福祉労働部保護・援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第2項、条例別表第二の10の項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者

⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先14</b>	福祉労働部保護・援護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第3条第2項、条例別表第二の12の項
②移転先における用途	行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先15</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜身体障害者手帳交付システムにおける措置＞

- ・火災、水害の恐れのない場所に設置しており、火災・漏水探知機等を設置している。
- ・サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより、認証を行っている。
- ・入退室管理カードの利用履歴を保存している。
- ・申請書等の紙媒体については、鍵付きキャビネに保管する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

## II 特定個人情報ファイルの概要

### 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<b>提供先21</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第141の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>提供先22～25</b>	
<b>提供先22</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第144の項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。

<b>提供先23</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第155の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。
<b>提供先24</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第161の項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。

提供先25	地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第163の項
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[ 10万人以上100万人未満 ]</div> <div style="width: 55%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳所持者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 (         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         )       </div> </div>
⑦時期・頻度	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 台帳関連

#### ○基本台帳

1.手帳発行者、2.手帳番号、3.台帳年度、4.台帳番号\_左、5.台帳番号\_中、6.台帳番号\_右、7.氏名漢字、8.氏名カナ、9.生年月日、10.性別区分、11.自治体コード、12.居住地自治体コード、13.郵便番号、14.住所1、15.住所2、16.電話番号、17.携帯電話番号、18.FAX、19.本籍、20.保護者氏名漢字、21.保護者氏名カナ、22.続柄、23.保護者生年月日、24.保護者電話番号、25.保護者自治体コード、26.保護者郵便番号、27.保護者住所1、28.保護者住所2、29.同居区分、30.初回手帳交付日、31.最終手帳交付日、32.最終更新日、33.最終受付自治体、34.最終受付区分、35.最終受付番号、36.手帳発行対象、37.確定取消制御、38.施設コード、39.療育手帳発行者、40.療育手帳番号、41.印刷用手帳交付日、42.返還事由、43.返還発生日、44.手帳返還日、45.手帳返還区分、46.メモ1、47.メモ2、48.メモ3、49.メモ4、50.USERID、51.最終更新日、52.個人番号、53.業務利用番号、54.宛名連携状況区分、55.宛名連携ファイル名、56.宛名処理区分、57.送付先名、58.送付先自治体コード、59.送付先郵便番号、60.送付先住所1、61.送付先住所2、62.統一個人コード

#### ○手帳発行履歴

1.手帳発行者、2.手帳番号、3.決裁日、4.連番、5.申請理由、6.障害内容、7.傷病名、8.種別、9.級、10.部位コード、11.障害原因コード、12.上肢級、13.下肢級、14.肢体級、15.明細種別、16.明細級、17.明細部位コード、18.測定区分右、19.測定区分左、20.級枝、21.点数、22.傷病コード右、23.傷病コード左、24.障害コード、25.値右、26.値左、27.特殊右、28.特殊左、29.時点手帳発行者、30.時点手帳番号、31.再認定日、32.再発行事由、33.旧手帳返還、34.手帳返還日、35.割引1、36.割引2、37.割引3、38.割引4、39.割引5、40.区分1、41.区分2、42.区分3、43.区分4、44.区分5、45.医師コード、46.再認定事由、47.明細再認定日、48.備考1、49.備考2、50.最終更新日、51.当初認定日、52.宛名連携状況区分、53.処理区分、54.宛名連携ファイル名、55.明細診断書年月日、56.特定個人情報連携版数

#### ○手帳発行履歴詳細

1.手帳発行者、2.手帳番号、3.決裁日、4.連番、5.連番2、6.障害内容、7.種別、8.級、9.部位コード、10.明細種別、11.明細級、12.明細部位コード、13.級枝、14.点数、15.傷病コード右、16.傷病コード左、17.障害コード、18.値右、19.値左、20.特殊右、21.特殊左、22.部位略コード、23.程度略コード、24.相当、25.最終更新日

#### ○異動履歴

1.手帳発行者、2.手帳番号、3.決裁日、4.申請理由、5.受付番号、6.発生日本人、7.発生日保護者、8.氏名漢字、9.氏名カナ、10.自治体コード、11.居住地自治体コード、12.郵便番号、13.住所1、14.住所2、15.電話番号、16.携帯電話番号、17.FAX、18.本籍、19.転出元県コード、20.転出先県コード、21.転出先郵便番号、22.転出先住所1、23.転出先住所2、24.保護者氏名漢字、25.保護者氏名カナ、26.続柄、27.保護者生年月日、28.保護者電話番号、29.保護者自治体コード、30.保護者郵便番号、31.保護者住所1、32.保護者住所2、33.同居区分、34.備考1、35.備考2、36.最終更新日

### 受付関連

#### ○受付基本

1.自治体コード、2.受付番号、3.受付区分、4.処理状況区分、5.進達年、6.進達回、7.エリアコード、11.台帳年度、12.台帳番号\_左、13.台帳番号\_中、14.台帳番号\_右、15.手帳発行者、16.手帳番号、17.氏名カナ、18.氏名漢字、19.生年月日、20.性別区分、21.居住地自治体コード、22.郵便番号、23.住所1、24.住所2、25.電話番号、26.携帯電話番号、27.FAX、28.本籍、29.保護者氏名漢字、30.保護者氏名カナ、31.保護者生年月日、32.続柄、33.保護者自治体コード、34.保護者郵便番号、35.保護者住所1、36.保護者住所2、37.保護者電話番号、38.同居区分、39.受付年月日、40.申請年月日、41.返戻事由コード、42.書類区分、43.返戻部位、44.決裁年月日、45.特記事項、46.審議予定日、47.却下返戻日、48.取下半年日、49.取下事由、50.旧手帳発行者、51.旧手帳番号、52.転出前手帳発行者、53.転出前手帳番号、54.療育手帳発行者、55.療育手帳番号、56.本人FLG、57.保護者FLG、58.同時申請受付番号、59.メモ1、60.メモ2、61.USERID、62.最終更新日、63.個人番号、64.統合宛名番号、65.宛名連携状況区分、66.宛名連携ファイル名、67.送付先名、68.送付先自治体コード、69.送付先郵便番号、70.送付先住所1、71.送付先住所2、72.統一個人コード

#### ○受付新規程変

1.自治体コード、2.受付番号、3.更生医療、4.審査会、5.申請理由、6.申請等級、7.種別、8.級、9.代表部位、10.障害原因コード、11.上肢級、12.下肢級、13.肢体級、14.再認定日、15.医師コード、16.決裁予定日、17.診断書年月日、18.割引1、19.割引2、20.割引3、21.割引4、22.割引5、23.区分1、24.区分2、25.区分3、26.区分4、27.区分5、28.最終更新日

#### ○受付障害程度

1.自治体コード、2.受付番号、3.連番、4.障害内容、5.傷病名、6.種別、7.級、8.部位コード、9.上肢級、10.下肢級、11.肢体級、12.明細種別、13.明細級、14.明細部位コード、15.測定区分右、16.測定区分左、17.級枝、18.点数、19.傷病コード右、20.傷病コード左、21.障害コード、22.値右、23.値左、24.特殊右、25.特殊左、26.再認定対象FLG、27.再認定事由、28.明細再認定日、29.医師コード、30.更新年月日、31.当初認定日、32.明細診断書年月日

#### ○受付異動

1.自治体コード、2.受付番号、3.発生日本人、4.発生日保護者、5.氏名漢字、6.氏名カナ、7.居住地自治体コード、8.郵便番号、9.住所1、10.住所2、11.電話番号、12.携帯電話番号、13.FAX、14.本籍、15.保護者氏名漢字、16.保護者氏名カナ、17.保護者生年月日、18.続柄、19.保護者自治体コード、20.保護者郵便番号、21.保護者住所1、22.保護者住所2、23.保護者郵便番号、24.同居区分、25.最終更新日

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

○受付審査

1.自治体コード、2.受付番号、3.審査番号、4.部位コード、5.再認定区分、6.医師コード、7.諮問理由、8.審査結果、9.手帳返還区分、10.申請等級、11.答申等級、12.法別表、13.再認定事由、14.申請通知番号、15.答申通知番号、16.審議決定日、23.USERID、24.最終更新日、25.審査会名

○受付審査詳細

1.自治体コード、2.受付番号、3.審査番号、4.区分、5.NO、6.事由、7.最終更新日

○受付転出

1.自治体コード、2.受付番号、3.都道府県コード、4.郵便番号、5.住所1、6.住所2、7.転出年月日、8.最終更新日

○受付返還

1.自治体コード、2.受付番号、3.返還事由、4.手帳返還、5.死亡日、6.返還発生日、7.最終更新日

○受付転入

1.自治体コード、2.受付番号、3.初回交付日、4.最終交付日、5.転入元都道府県コード、6.転入日、7.転入元住所1、8.転入元住所2、9.最終更新日

○受付転入異動

1.自治体コード、2.受付番号、3.決裁日、4.本人発生日、5.保護者発生日、6.氏名漢字、7.氏名カナ、8.居住地自治体コード、9.郵便番号、10.住所1、11.住所2、12.電話番号、13.携帯電話番号、14.FAX、15.本籍、16.保護者氏名漢字、17.保護者氏名カナ、18.保護者生年月日、19.続柄コード、20.保護者自治体コード、21.保護者郵便番号、22.保護者住所1、23.保護者住所2、24.保護者電話番号、25.同居区分、26.最終更新日

○受付転入手帳履歴

1.自治体コード、2.受付番号、3.手帳交付日、4.連番、5.障害内容、6.傷病内容、7.種別、8.級、9.部位コード、10.上肢級、11.下肢級、12.肢体級、13.明細種別、14.明細級、15.明細部位コード、16.測定区分右、17.測定区分左、18.級枝、19.点数、20.傷病コード右、21.傷病コード左、22.障害コード、23.値右、24.値左、25.特殊右、26.特殊左、27.時点手帳発行者、28.時点手帳番号、29.再認定日、30.再発行事由、31.手帳返還、32.手帳返還日、33.割引1、34.割引2、35.割引3、36.割引4、37.割引5、38.区分1、39.区分2、40.区分3、41.区分4、42.区分5、43.再認定事由、44.明細再認定日、45.医師コード、46.ユーザID、47.最終更新日、48.当初認定日、49.障害原因コード、50.明細診断書年月日

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
身体障害者手帳交付システムデータベースファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・身体障害者手帳に関する事務において特定個人情報の入手は、対象者本人または代理人からの申請・届出に基づいて行われており、必要最小限の情報の記載となっているため、目的外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・身体障害者手帳交付システムには、身体障害者手帳交付に関する事務に関係のない情報は保有せず、情報照会を行わないため、事務に必要な情報との紐付けが行われることはない。 ・団体内統合宛名システムにおいては、個人番号及び特定個人情報のアクセス記録を保持する。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	システムへのアクセスは、特定個人情報を取り扱う職員に限定し、ID、パスワードによる認証としている。 ユーザーIDによりシステムの使用可能な機能を制限しており、不正利用ができない対策をしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	





## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>&lt;身体障害者手帳交付システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムへのアクセスは、特定個人情報を取り扱う職員に限定し、ID、パスワードによる認証</li> <li>・盗難等防止のため、職員不在時は、執務室内を施錠する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[        十分に行っている        ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<身体障害者手帳交付システムにおける措置> ・職員に対しては、個人情報の取扱いについて研修を行うとともに、チェックリストによる自己点検を行う。 ・違反を行った職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ・委託業者に対しては、契約の中で、事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修することとする。 ・違反を行った委託業者に対しては、契約解除及び損害賠償請求の対象となり得る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公関係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
②請求方法	指定様式(個人情報開示請求書)による窓口受付又は郵送の方法による。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福岡県障がい者更生相談所 身体障がい者支援課 手帳係 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-586-1055
②対応方法	問合せの受付時に苦情処理に係る受付票を作成し、苦情に対する対応について記録を残している。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年2月16日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 基本情報／4. 個人番号の利用※／法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第九条第1項 別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第十一条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条  番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項  条例第三条第2項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第十七条第1項ハ、第十八条第1項ハ、第二十条第1項へ	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 基本情報／5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※／②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第十二条第1号ハ、第3号ハ、第4号、第十二条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二條第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十八條第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九條第1号、第三十條第3号、第三十一條第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二條第1号、第五十三條第1号イ、第2号イ、第3号イ	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第1号イ、第十一条第1号イ、第十二条第1号ヘ、第3号ト、第4号、第6号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二條第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八條第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九條第1号、第三十條第4号、第三十一條第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二條第1号、第四十三條の四第1号イ、第2号、第五十三條第1号イ、第2号イ、第3号イ、第五十五條第1号二、第4号二、第7号ロ、第五十九條の二第1号ヘ、第2号、第3号、第4号  番号法第十九條第8号	事前	重要な変更
平成28年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／①入手元※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署(企画・地域振興都市町村支援課) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人(県内市町村(政令指定都市を除く)) <input type="checkbox"/> その他(地方公共団体情報システム機構)	事前	重要な変更
平成28年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	提供先1、提供先2、提供先4、提供先13、提供先15	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先1～提供先11	提供先3～提供先16 ※提供先の追加(1、2、4、13、15)による修正	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	移転先1、移転先6、移転先7、移転先8、移転先9	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	移転先1～移転先4	移転先2～移転先5 ※移転先の追加(1、6、7、8、9)による修正	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先2／①法令上の根拠	番号法第九条第2項	番号法第九条第2項、条例第三条第3項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先3／①法令上の根拠	番号法第九条第2項	番号法第九条第2項、条例第三条第3項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先4／①法令上の根拠	番号法第九条第2項	番号法第九条第2項、条例第三条第3項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先5／①法令上の根拠	番号法第九条第2項	番号法第九条第2項、条例第三条第3項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年12月27日	V 評価実施手続／1. 基礎項目評価／①実施日	平成27年8月18日	平成28年12月21日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 基本情報／4. 個人番号の利用※／法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条</p> <p>番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項</p> <p>条例第三条第2項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第十七条第1項ハ、第十八条第1項ハ、第二十条第1項ヘ</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条</p> <p>番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項</p> <p>条例第三条第2項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第十七条第1項ハ、第十八条第1項ハ、第二十条第1項ト</p>	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 基本情報／5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※／②法令上の根拠	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号イ、第十一条第1号イ、第十二条第1号ハ、第3号ト、第4号、第6号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二條第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第五十五条第1号二、第4号二、第7号口、第五十九条の二第1号ハ、第2号、第3号、第4号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ハ、第2号ホ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二條第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八條第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九條第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第10号ハ、第五十九条の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成30年1月17日	I 基本情報／6. 評価実施機関における担当部署／①部署	福岡県障害者更生相談所	福岡県障がい者更生相談所	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月17日	I 基本情報／6. 評価実施機関における担当部署／②所属長	福岡県障害者更生相談所長 小林 徹	福岡県障がい者更生相談所長 安河内 美紀	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報／⑥事務担当部署	福岡県障害者更生相談所	福岡県障がい者更生相談所	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④使用の主体／使用部署	福岡県障害者更生相談所	福岡県障がい者更生相談所	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)／移転先1	福祉労働部児童家庭課	福祉労働部障がい福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月17日	IV 開示請求、問合せ／2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ／①連絡先	福岡県障害者更生相談所 身体障害者支援課 手帳係 〒816-0804福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-586-1055	福岡県障がい者更生相談所 身体障がい者支援課 手帳係 〒816-0804福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-586-1055	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月19日	I 基本情報／5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※／②法令上の根拠	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第1号口、第4号口、第十一条第1号口、第十二条第1号ハ、第2号ホ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号口、第2号口、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第10号ハ、第五十九条の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号  番号法第十九条第8号	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第1号口、第4号口、第十一条第1号口、第十二条第1号ハ、第2号ホ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号口、第2号口、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号  番号法第十九条第8号	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月19日	I 基本情報／6. 評価実施機関における担当部署	②所属長 福岡県障がい者更生相談所長 安河内 美紀	福岡県障がい者更生相談所長	事後	新様式への変更
平成31年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先3～提供先16 ※提供先の追加(1、2、4、13、15)による修正	提供先3～提供先17 ※提供先の追加(4)による修正	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成31年3月19日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	[○]提供を行っている(16件)	[○]提供を行っている(17件)	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和3年3月8日	I 基本情報／5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※／②法令上の根拠	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)            第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ハ、第2号ホ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二條第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八條第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九條第1号、第三十條第4号、第三十一條第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二條第1号、第四十三條の四第1号イ、第2号、第五十三條第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第五十五條第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九條の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)            第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二條の二第1号、第十四條第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第7号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第4号、第二十二條第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八條第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九條第1号、第三十條第4号、第三十一條第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二條第1号、第四十三條の四第1号イ、第2号、第五十三條第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五條第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九條の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号ト、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先4／③提供する情報	身体障害者手帳の交付に関する情報	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先15／②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先17／②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子供のための教育・保育給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子供のための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去／保管場所	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> </ul>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年3月8日	Ⅲ リスク対策／6. 情報提供ネットワークシステムとの接続／リスク2: 不正な提供が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> </ul>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	Ⅲリスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク／その他の措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年3月8日	Ⅲリスク対策／9. 従業員に対する教育・啓発／具体的な方法	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(第2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 基本情報／4. 個人番号の利用※／法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条</p> <p>番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項</p> <p>条例第三条第2項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第十七条第1項ハ、第十八条第1項ハ、第二十条第1項ト</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条</p> <p>番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項</p> <p>条例第三条第2項、別表第二 第9の項、第10の項、第12の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第二十条第1号ハ、第二十一条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第二十三条第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p>	事後	形式的な変更であるため重要な変更当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 基本情報／5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※／②法令上の根拠	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第7号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第4号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号ト、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和4年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／③委託先名	株式会社 ジムコ	株式会社佐賀電算センター	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先1～17／①法令上の根拠	番号法第十九条第7号	番号法第十九条第8号	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先11／②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先7／①法令上の根拠	番号法第九条第2項、条例第三条第2項、条例別表第二の8の項	番号法第九条第2項、条例第三条第2項、条例別表第二の9の項	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先8／①法令上の根拠	番号法第九条第2項、条例第三条第2項、条例別表第二の9の項	番号法第九条第2項、条例第三条第2項、条例別表第二の10の項	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先9／①法令上の根拠	番号法第九条第2項、条例第三条第2項、条例別表第二の11の項	番号法第九条第2項、条例第三条第2項、条例別表第二の12の項	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和4年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去／保管場所※	申請書等の紙媒体については、焼却処分する。	申請書等の紙媒体については、鍵付きキャビネに保管する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和4年3月15日	Ⅲ リスク対策／7. 特定個人情報の保管・消去／②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月15日	V 評価実施手続／1. 基礎項目評価／①実施日	平成28年12月21日	令和4年2月16日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 基本情報／5. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携※／②法令上の根拠	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号</p> <p>番号法第十九条第8号</p>	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第53の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十七条第2号イ、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号</p> <p>番号法第十九条第9号</p>	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	〔○〕提供を行っている(17件)	〔○〕提供を行っている(18件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先17／②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先9～提供先17	提供先9～提供先18 ※提供先9の追加による修正	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先9	(新規)	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先9／①法令上の根拠	(新規)	番号法第十九条第8号 別表第二の53の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先9／②提供先における用途	(新規)	知的障害者福祉法福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先9／③提供する情報	(新規)	身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先9／④提供する情報の対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先9／⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	身体障害者手帳所持者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先9／⑥提供方法	(新規)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先9／⑦時期・頻度	(新規)	番号法に基づいた、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めがあった都度。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先2	福祉労働部児童家庭課	福祉労働部こども福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先5	福祉労働部児童家庭課	福祉労働部こども未来課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年3月17日	I 基本情報／4. 個人番号の利用※／法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条</p> <p>番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項</p> <p>条例第三条第2項、別表第二 第9の項、第10の項、第12の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第二十条第1号ハ、第二十一条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第二十三条第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p>	<p>番号法別表 第20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条</p> <p>番号法第9条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第3条第3項</p> <p>条例第3条第2項、別表第二 第9の項、第10の項、第12の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第20条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第21条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第23条第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 基本情報／5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※／②法令上の根拠	<p>番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第53の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号口、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十七条第2号イ、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号口、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号</p> <p>番号法第十九条第9号</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第14の項、第18の項、第20の項、第25の項、第37の項、第42の項、第48の項、第49の項、第53の項、第75の項、第76の項、第77の項、第80の項、第81の項、第91の項、第92の項、第108の項、第113の項、第124の項、第125の項、第141の項、第144の項、第155の項、第161の項、第163の項、第16条第1号ハ、第2号ハ、第4号ハ、第20条第1号ハ、第22条第1号二、第2号二、第4号二、第6号二、第8号二、第27条第2号、第39条第1号イ、第2号イ、第44条第1号ヘ、第4号、第5号、第6号、第50条第4号口、第13号、第14号、第51条第2号口、第7号口、第8号、第15号、第55条第1号口、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第77条第1号口、第2号イ、第78条第1号口、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第79条第2号、第82条第1号口、第2号、第3号口、第83条第1号口、第2号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号イ、第93条第1号ハ、第3号ハ、第94条第1号口、第110条第2号イ、第3号イ、第4号イ、第115条第1号口、第2号口、第126条第1号口、第2号、第127条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第143条第1号口、第2号口、第4号イ、第146条第1号口、第2号口、第5号イ、第6号イ、第11号イ、第157条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号イ、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第163条第1号ヘ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第165条第1号口、第2号</p> <p>番号法第19条第9号</p>	事後	
令和7年3月17日	II 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供・移転の有無	<p>[○]提供を行っている(18件)</p> <p>[○]移転を行っている(9件)</p>	<p>[○]提供を行っている(25件)</p> <p>[○]移転を行っている(14件)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先6	提供先7 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先7	提供先8 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先8	提供先9 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先9	提供先10 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先10	提供先11 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先11	提供先12 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先12	提供先13 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先13	提供先14 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先14	提供先18 ※令和6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先15	提供先19 ※令和6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先16	提供先21 ※令和6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先17	提供先22 ※令和6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	提供先18	提供先23 ※令和6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	提供先6 ※令和6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う追加	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	提供先15 ※令和6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う追加	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	提供先16 ※令和6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	提供先17 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う追加	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	提供先20 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う追加	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	提供先24 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う追加	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	提供先25 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う追加	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先1～25／① 法令上の根拠	番号法第十九条第8号、別表第2の各項	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の各項 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正、主務政令への移行に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／提供先1～25／② 提供先における用途	番号法別表第2の各項の「事務」	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の各項の「特定個人番号利用事務」 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正、主務政令への移行に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	移転先3	移転先4 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	移転先4	移転先5 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	移転先5	移転先6 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	移転先6	移転先10 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	移転先7	移転先12 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	移転先8	移転先13 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	移転先9	移転先14 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	移転先3 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	移転先7 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	移転先8 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	移転先9 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	移転先11 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先1～11／② 移転先による用途	番号法別表第2の各項の「事務」	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の各項の「特定個人番号利用事務」 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正、主務政令への移行に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	移転先11 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正(マイナンバー利用範囲の拡大)に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先1～11／① 法令上の根拠	番号法第九条第2項 条例第三条3項	番号法第9条2項、条例第3条第3項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の各項 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正、主務政令への移行に伴う変更	事後	
令和7年3月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／5. 特定個人情報の提供・移転／移転先1～11／② 移転先による用途	番号法別表第2の各項の「事務」	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の各項の「特定個人番号利用事務」 ※令和 6年5月27日に施行された番号法の改正、主務政令への移行に伴う変更	事後	